時事新報定價
時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價還送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて送致スルモノニ限り右定價ノ外二箇月二十六錢ノ郵便料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

東洋問題（昨日の續）

露西亞朝鮮陸路通商條約の中より於て慶興府居留民の制限を見るよ

一露國人は條約の明文に於て禁止したる貨物の外は慶興に在りて露西亞朝鮮幷より他國の諸產物を輸入し若くは輸出するの自由ある可し而して其貿易は貨幣貿買、物品交換の差別を問はず一は商民の便宜に任せ朝鮮官吏の傍より干渉するを許さず又朝鮮政府は露國人が慶興に諸般の製造場を建設するを許し後來又その營業を妨ぐるを得ず

此條に關して我輩の疑ふ所は第一は慶興の居留地は獨り露國人の爲めに開きたる者にして外國人は之に入るを得ざるか或は最惠國均霑の例に依り與に慶興貿易の惠に浴するを得るやの問題なり抑も露國朝鮮の陸路通商は諸外國の關係疎遠なるが如くなれども露國人にして外國貨物を慶興より輸入する其稅率たるや〳〵他の外國人が元山釜山等より於て納むる所よりも遙に輕き事實もあらんには朝鮮の貿易は遂に露國人の手に制せられて他の國民は其利益を奪はるゝの恐少からず我輩は朝鮮が他の外國に約したる海港貿易の稅率と今回露國と許したる陸路通商の稅率とを比較して不審の考あきにあらねば若し則の條に至り更ふ其輕重を照して論ずる所ある可し又第二の疑問は西洋人が東洋諸國の貿易市場に製造所を起すことは條約の許す所なりや否の爭よりして我輩平生の見解を以てすれば列國の交際對等を失はざる間は寒も角もなれども彼れより治外法權を廢し來る場合よりては內國の稅法を維持するが爲めよ外人の來て新製造所を設るよとは斷して之を拒まざるを得ず西洋人中よ說を爲す者は通商貿易の文字は單に物品の賣買よ止まらずして其物を製造する手順方法をも含むべきよと勿論あれば居留地に製造場を置くは條約に基きたる權利なりと主張し日本支那の外交史上に於て一の問題たらんとする折柄露國朝鮮の條約に公然其事と記して載も將來その營業を妨げざる可しとまでに約定したるは我輩よ於て實かざるを得ず然れども露朝兩國新條約の解法を以て日本を推すは正理の許さざる所なれば吾は我貿易製造の區別を嚴にし今後斯る爭の起るべき場合に於ては斷然の處置あらんのみと希望に堪へざるあり

一露國人にして貨物を他の都路より私運し或は之を贈らんとしたる者は既に沒收よ論なく其貨物を沒收し把則者に沒收貨物の價格よ二倍迄る罰金を課すべし又沒收したる貨物は朝鮮官吏の手に面置き處分を關したる露國人は成否を問はず速かに立去るべし

一露國人の朝鮮を遊歷する者に限り各々鳥銃或は拳銃一挺を護身の爲めに携帶するを許す但し此場合には旅行免狀にその由よ記載すべし

右の三條は今後露國朝鮮の間に起るべき貿易の關係よ關する者にして其他は總て陸路の貿易は判然その港を定めて出入を嚴よするよと容易なれども陸路の交通は全く然らず地續に來往して適々一枚の毛皮よ一俵の米穀を贈答するが如きも法に照せば密貿あるが故に朝鮮の官吏は直に差止めよるを得ず而して速捕したる露國人は治外法權の結果として露國官吏の手に渡し自から其處分よ立入る能はざれば露國人は其罰の輕きよ慣れ國境を踰えて利を以て朝鮮內地の人民よ陷はしめ種々の詭略と行よふなきを期す可らず特に露國人よ限り鳥銃若くは拳銃を携へて內地よ入るを許したるは後來葛藤の原因たるに疑なければ朝鮮の國境よ於たず又土們江沿岸の船舶よ互よ行走の自由を許したるは怡も兩國海面の領域を渡したる艦商船にして境を踰えて自在に朝鮮に於ては之を拒むの權利あきものなり　（未完）

雜報

○五縣の下馬下乘　和歌山始審裁判所、治安裁判所は去る十日より高知縣裁判所、熊本縣鹿兒島縣及び諸官衙は去る十四日より靜岡縣掛川治安裁判所幷よ同警察署は此程よりして下馬下乘の禁を解きたりといふ

○日本郵船會社　の支配人近藤廉平氏は長崎馬關各支店巡視の爲め本日橫濱解纜の東京丸よ乘組み出發し同支配人來延道成氏は歐洲諸國船舶の景況等觀察の爲め來る廿五日出發するよし又同會社理事ブラオン氏は據て英國に赴き居たるも既よ香港迄來りたりたれば五六日の中には東京に歸る都合ならんと云へり

○大崩隧道　東海道鐵道線路中駿河國安倍郡大崩と稱する土地は東海道江尻驛より遠州に通ずる濱街道よ衝りて遠江灘よ臨める處なるが此邊の山々は總て岩石ありて他の國民は其利益を奪はるゝの恐少からず我輩は朝鮮が他の外國に約したる海港貿易の稅率と今回露國と許したる陸路通商の稅率とを比較して不審の考あきにあらねば若し則の條に至り更ふ其輕重を照して論ずる所ある可し又第二の疑問は西洋人が東洋諸國の貿易市場に製造所を起すことは條約の許す所なりや否の爭よりして我輩平生の見解を以てすれば列國の交際對等を失はざる間は寒も角もなれども彼れより治外法權を廢し來る場合よりては內國の稅法を維持するが爲めよ外人の來て新製造所を設るよとは斷して之を拒まざるを得ず西洋人中よ說を爲す者は通商貿易の文字は單に物品の賣買よ止まらずして其物を製造する手順方法をも含むべきよと勿論あれば居留地に製造場を置くは條約に基きたる權利なりと主張し日本支那の外交史上に於て一の問題たらんとする折柄露國朝鮮の條約に公然其事と記して載も將來その營業を妨げざる可しとまでに約定したるは我輩よ於て實かざるを得ず然れども露朝兩國新條約の解法を以て日本を推すは正理の許さざる所なれば吾は我貿易製造の區別を嚴にし今後斯る爭の起るべき場合に於ては斷然の處置あらんのみと希望に堪へざるあり

一露國人にして貨物を他の都路より私運し或は之を贈らんとしたる者は既に沒收よ論なく其貨物を沒收し把則者に沒收貨物の價格よ二倍迄る罰金を課すべし又沒收したる貨物は朝鮮官吏の手に面置き處分を關したる露國人は成否を問はず速かに立去るべし

一露國人の朝鮮を遊歷する者に限り各々鳥銃或は拳銃一挺を護身の爲めに携帶するを許す但し此場合には旅行免狀にその由よ記載すべし

右の三條は今後露國朝鮮の間に起るべき貿易の關係よ關する者にして其他は總て陸路の貿易は判然その港を定めて出入を嚴よするよと容易なれども陸路の交通は全く然らず地續に來往して適々一枚の毛皮よ一俵の米穀を贈答するが如きも法に照せば密貿あるが故に朝鮮の官吏は直に差止めよるを得ず而して速捕したる露國人は治外法權の結果として露國官吏の手に渡し自から其處分よ立入る能はざれば露國人は其罰の輕きよ慣れ國境を踰えて利を以て朝鮮內地の人民よ陷はしめ種々の詭略と行よふなきを期す可らず特に露國人よ限り鳥銃若くは拳銃を携へて內地よ入るを許したるは後來葛藤の原因たるに疑なければ朝鮮の國境よ於たず又土們江沿岸の船舶よ互よ行走の自由を許したるは怡も兩國海面の領域を渡したる艦商船にして境を踰えて自在に朝鮮に於ては之を拒むの權利あきものなり　（未完）

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰　一日限　一行二付
自一行至十行　十錢
自十一行至廿行　九錢
三十一行以上　八錢

二日以上六日迄　一行二付
八錢
七錢二厘
六錢五厘

七日以上十五日迄　一行二付
七錢二厘
六錢
五錢八厘五毛

十六日以上　一行二付
六錢
五錢五厘
五錢

本月十次懇會（一年來、各會ノ幹事ノ集リ）ハ來ル二十二日（土曜）午後一時ヨリ木挽町二丁目厚生館ニ於テ開會ス演說者左ノ如シ
○免狀論
大槻文學博士　箸方　正規君
大井憲太郎君　加藤弘之君

本社新修築募集假宿廣告社員候處既ニ滿株相成候ニ付新ニ御申込ノ向ハ御斷申上候

廣告

同苗小野

昨十七日三枝守富ヶ場為心送荷之節へ遺転御會葬被下難有拜存候、就テハ際ニ付香名伺濟モ可有之候ヲ乍略儀新紙ヲ以テ御禮申上候